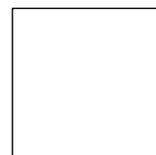


**第 6 期西東京市障害福祉計画・
第 2 期西東京市障害児福祉計画**

～計画素案～

**令和 2 年 9 月
西 東 京 市**



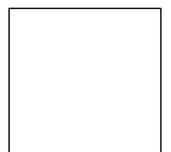
目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

1 計画策定の背景	1
（1）障害福祉計画・障害児福祉計画の法的根拠	1
（2）障害福祉に関する制度改正等の動向	2
（3）西東京市における計画の位置づけ	4
2 計画期間	4
3 計画の対象	5
4 計画の策定経緯	5
（1）アンケート調査・ヒアリング調査の実施	5
（2）西東京市地域自立支援協議会（策定部会）の実施	7
（3）パブリックコメントの実施	8

第2章 西東京市の障害者をめぐる状況 9

1 人口・手帳所持者等の推移	9
（1）西東京市の人口と障害者数の推移	9
（2）年齢別の障害者（児）の状況	10
（3）身体障害者（児）の状況	10
（3）知的障害者（児）の状況	12
（4）精神障害者（児）の状況	13
（5）難病患者の状況	14
（6）重症心身障害者（児）の状況	14
2 児童・生徒および教育機関の推移	15
（1）特別支援教育を必要とする小学生の状況	15
（2）特別支援教育を必要とする中学生の状況	16
（3）特別支援学校に通う高校生の状況	17
3 市内の障害福祉関連施設の推移	18
4 アンケート調査・ヒアリング調査の結果	19
（1）障害者およびその介助者の高齢化	19
（2）子どもの学校等での生活の課題	20
（3）障害のある人の地域での生活の課題	20
（4）障害福祉サービスの利用状況と今後の意向	21
（5）障害および障害者理解の状況	21
（6）障害福祉施策に対する理解と評価	22
（7）当事者団体、家族会等の活動団体の意見	23
（8）市内の福祉事業者の意見	23



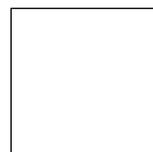
第3章 計画の基本方針 25

- 1 過去3年間の成果と課題.....25**
 - (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の西東京市の取組結果25
 - (2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の国の指標に対する結果27
- 2 今後3年間の重点推進項目29**
- 3 国の基本指針に基づく指標.....34**

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保策 36

- 1 介護給付.....37**
 - (1) 訪問系サービス.....37





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、2014年の障害者の権利に関する条約の批准（2007年に署名）を契機に、障害福祉のあり方を、基本的人権を享有する個人としての尊厳を重視した生活の実現にむけた支援へと転換させ、障害の有無や性別・年齢の差に関わらず、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる「地域共生社会」の実現に向けた制度改革を行ってきました。

2013年に施行された「障害者総合支援法」は、それまでの障害福祉サービスの提供体制を見直し、難病患者を支援対象として明確化することや、地域生活支援事業の追加に伴う市町村事業の強化がなされました。また、2018年に施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」に伴い、障害のある人の地域生活への移行を支える新サービスの創設や、障害児福祉計画の策定による障害のある児童やその保護者への支援の充実が図られてきました。

西東京市においても、2018年3月に「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」を策定し、福祉サービスの拡充や相談支援体制の強化、ライフステージに応じた支援体制の実現を図ってきました。さらに、2019年に見直した「第4期西東京市地域福祉計画」「西東京市障害者基本計画」では、西東京市版地域共生社会の実現を目指して、障害福祉分野においても障害や障害者に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人が地域で安心して健康的に暮らせる環境づくりに取り組んできました。

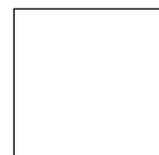
この度、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」を見直し、これまでの西東京市における障害福祉の取組の評価を行い、不足しているサービスや支援の拡充・強化を図るための、「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定しました。

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の法的根拠

障害福祉計画は「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の第88条第1項に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する市町村障害福祉計画として、西東京市における障害福祉サービス等の見込み量を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、「児童福祉法」の第33条の20第1項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する市町村障害児福祉計画として、西東京市における障害児福祉サービス等の見込み量を定めるものです。

本計画は、これら2つの計画を一体のものとして策定し、障害のある人やその保護者・介助者に対して、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯にわたる切れ目のないサービスや地域生活への支えを提供することを目指します。



(2) 障害福祉に関する制度改正等の動向

近年の障害福祉をめぐる主な制度等の改正は次のとおりです。

2006	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法」施行 ・身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化 ・障害程度区分の導入 等 	
2007	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者の権利に関する条約」 署名 ※批准は2014年 ・障害者の市民的・政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障を保障 ・障害に基づく差別を禁止 等 	
2010	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」 閣議決定 ・障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現の明記 	
2011 ～ 2012	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者自立支援法等の改正」 施行 ・発達障害を支援対象として明確化 ・グループホームの利用助成 ・応能負担原則への見直し ・支給決定プロセスの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法改正」 施行 ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を明記
2013	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者総合支援法」 施行 ・難病患者を支援対象として明確化 ・ケアホームとグループホームの統合 ・地域生活支援事業の追加 ・重度訪問介護の範囲拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3次障害者基本計画」 閣議決定 ・5カ年計画に変更 ・基本原則の見直し ・安心・安全、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮
2014	<ul style="list-style-type: none"> ●共生社会の実現「障害者の権利に関する条約」 批准 	
2016	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者差別解消法」 施行 ・不当な差別的扱いの禁止 ・合理的配慮の提供義務 等
	<ul style="list-style-type: none"> ●「総合支援法・児童福祉法の改正」 施行 ・医療的ケアを要する障害児への適切な支援体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●「発達障害者支援法改正」 施行 ・障害の定義と発達障害の理解促進 ・発達障害者への切れ目のない支援体制 等
2017	<ul style="list-style-type: none"> ●「難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正」 ・総合支援法の対象疾病が拡大 (332疾病→358疾病) ※第3次見直し 	
2018	<ul style="list-style-type: none"> ●「第5期障害福祉計画」 策定 ・サービスの新設(就労定着支援など) ・精神障害に対応した地域包括ケアの構築 ・地域共生社会の実現にむけた取組 ・障害児サービスの提供体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第4次障害者基本計画」 策定 ・障害者の権利擁護の推進 ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・障害特性に配慮したきめ細かい支援 等
	<ul style="list-style-type: none"> ●総合支援法の対象疾病の拡大(第5次) ・359疾病→361疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・精神障害のある就労者の法定雇用率への算定基礎に加算
2020		<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者雇用促進法改正」 施行 ・所定労働時間が週10～20時間の障害者を雇用する事業主への給付制度 ・優良事業所の認定制度

また、国では、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に係る基本方針の見直しにあたり、以下の点を主な見直しの視点としています。

① 障害のある人の地域での生活を支える支援の充実

- ・施設入所などからの地域生活への移行を支えるサービスの提供体制の確保
- ・地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや、制度の垣根を超えた柔軟サービス体制の確保
- ・障害福祉サービス等を担う人材の確保に向けた関係機関との連携
- ・障害のある人の社会参加の促進に向けた、多様な余暇、地域活動の推進

② 障害福祉サービスの提供体制の拡充

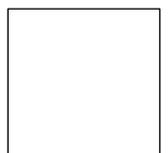
- ・地域生活支援拠点の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等の促進と、移行後の就労先での定着支援の充実
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する適切な支援体制の整備
- ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策における、理解促進や相談支援体制の充実等に向けた関係機関の連携強化

③ 相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置と機能の充実とともに、地域における相談支援体制の評価や検証を踏まえた、適切な相談支援体制の検討
- ・障害のある人の地域生活への移行に向けた、計画相談等の提供体制の確保
- ・発達障害者や発達障害児（およびその家族等）に対する支援体制の確保

④ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターの設置と専門的機能の強化による、地域における障害児支援の中核的な支援拠点の整備
- ・保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との連携強化による、切れ目のない円滑な障害児支援の提供体制の確保
- ・保育所等訪問支援の活用による、障害児通所支援事業所等と地域の子育て支援関係機関の連携強化による障害児の地域社会への参加、包容の推進
- ・重症心身障害児及び医療的ケア児等の、特別な支援が必要な障害児に関する実態把握の充実と必要な支援体制の整備
- ・障害の有無に関わらず、発達に不安のある児童生徒やその保護者に対する継続的な相談支援体制の構築

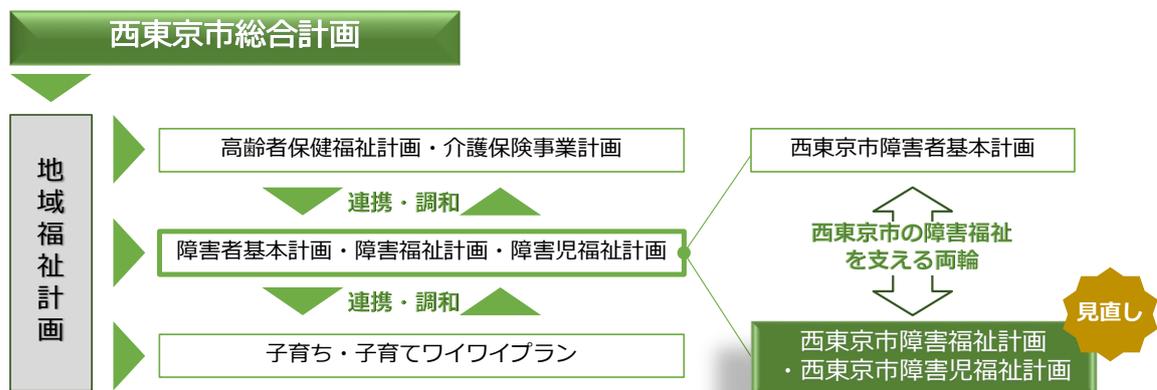


(3) 西東京市における計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、障害者（児）福祉サービス等の見込み量等を定める市町村計画に位置付けられています。

西東京市では、本計画の他に、障害者基本法第 11 条に基づく「西東京市障害者基本計画」を定めており、障害福祉サービス等の見込み量を定める本計画と調和を保ちながら、市における障害福祉施策を推進しています。

また、西東京市における福祉施策の分野横断的な計画として、社会福祉法第 107 条に基づく「西東京市地域福祉計画」を定めており、介護や子育て、健康づくりなどの関連計画との連携を図りながら「地域共生社会」の実現を目指しています。



2 計画期間

本計画は、2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 3 年間を計画期間としています。

	平成					令和							
	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
総合計画	第 2 次（前期）					第 2 次（後期）					第 3 次（前期）		
地域福祉計画	第 3 期					第 4 期					第 5 期		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第 6 期		第 7 期			第 8 期			第 9 期				
障害者基本計画	第 ● 期（前期）					第 ● 期（後期）					第 ● 期（前期）		
障害福祉計画	第 4 期		第 5 期			第 6 期			第 7 期				
障害児福祉計画					第 1 期			第 2 期			第 3 期		
子育て・子育て ワイワイプラン	第 2 期												

西東京市版地域包括ケアシステムの完成

3 計画の対象

西東京市では、これまでも障害者手帳所持者や障害福祉サービス対象者に限らず、福祉制度の狭間にある方々やその家族等も支援の対象としてきました。

近年、障害者総合支援法の改正等に伴い、指定難病の拡大や、発達障害や高次脳機能障害への支援、医療的ケアを必要とする人や子どもへの支援など、支援を求める人の背景は多様になってきています。

西東京市版地域共生社会の実現に向けて、障害の有無や障害福祉サービスの利用の可否に着目するだけでなく、社会的障壁によって日常生活に生きづらさを感じている市民の不安や不満を解消することを目的に、障害福祉施策を推進していきます。

4 計画の策定経緯

本計画の策定にあたっては、市民や支援者、福祉事業者等の意見を踏まえつつ、西東京市地域自立支援協議会（計画策定部会）での協議を重ねてきました。

(1) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

① アンケート調査

計画策定に向けて、2019年10月時点で市内に在住する障害者および障害のある児童、特別支援教室・通級指導学級等に通う児童・生徒の保護者、西東京市が支給決定を行っている障害者が入居している市内外の入所施設を対象に、生活状況や福祉サービスの利用状況・意向を把握するためのアンケート調査を2019年10月から2020年2月にかけて実施しました。

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
身体障害者調査	身体障害者手帳所持者	910人	427件	46.9%
知的障害者調査	愛の手帳（療育手帳）所持者	215人	101件	47.0%
精神障害者調査	精神障害者保健福祉手帳所持者	240人	77件	32.1%
自立支援医療費制度 受給者調査	自立支援医療（精神通院）を受けている方	100人	40件	40.0%
難病患者調査	難病医療費等助成対象疾病を患っている方	200人	95件	47.5%
発達障害者調査	発達障害と診断されたことがある方	50人	1件	2.0%
合 計		1,715人	741件	43.2%



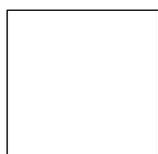
対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
児童調査	障害者手帳を持っている、自立支援医療（精神通院）を受けている、難病医療費等の助成対象となっている児童・児童の保護者	300人	128件	42.7%
特別支援教育調査	障害の有無にかかわらず特別支援教育を受けている児童の保護者	101人	57件	56.4%
合 計		401人	185件	46.1%

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
施設入所者調査	西東京市から支援決定を受けた方が入所している障害者施設	50件	36件	72.0%

②ヒアリング調査

計画策定に向けて、市内の当事者団体やサービス事業者を対象に、地域ニーズの実態や今後の活動方針、不足している公的支援を把握するためのヒアリング調査を2019年11月から2020年1月にかけて実施しました。

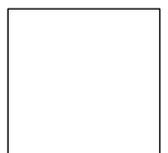
対象種別	内容	件数
当事者団体・家族会	親の会や障害種別の当事者団体など	11団体
特別支援学校	市内の児童・生徒が通う特別支援学校のPTA	3団体
事業者	市内に所在している各種サービス別の事業所（ヒアリンググループ） 在宅支援、生活介護、グループホーム、自立訓練、就労支援、相談支援、地域活動支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	32事業所



(2) 西東京市地域自立支援協議会（策定部会）の実施

西東京市地域自立支援協議会の策定部会における協議の経過は以下の通りです。

年度	月日	協議内容
2020年 (令和2年)	6月29日	第1回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会 ・部会の設置に関すること ・計画の全体方針、策定スケジュールに関すること ・アンケート調査の結果概要に関すること
	7月21日	第2回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会 ・前期計画の振り返り ・次期計画の重点推進項目に関すること（1回目）
	8月27日	第3回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会 ・次期計画の重点推進項目に関すること（2回目） ・計画骨子に関すること
	10月9日	第4回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会
	10月30日	第5回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会
2021年 (令和3年)	2月3日	第6回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会



(3) パブリックコメントの実施

①意見募集期間

令和2年●月●日(●)から令和2年●月●日(●)

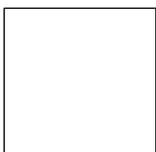
②意見募集方法

- ・*****。
- ・*****。

③意見提出件数など

- ・提出人数 : **人
- ・意見件数 : ***件

項目	主な意見	件数



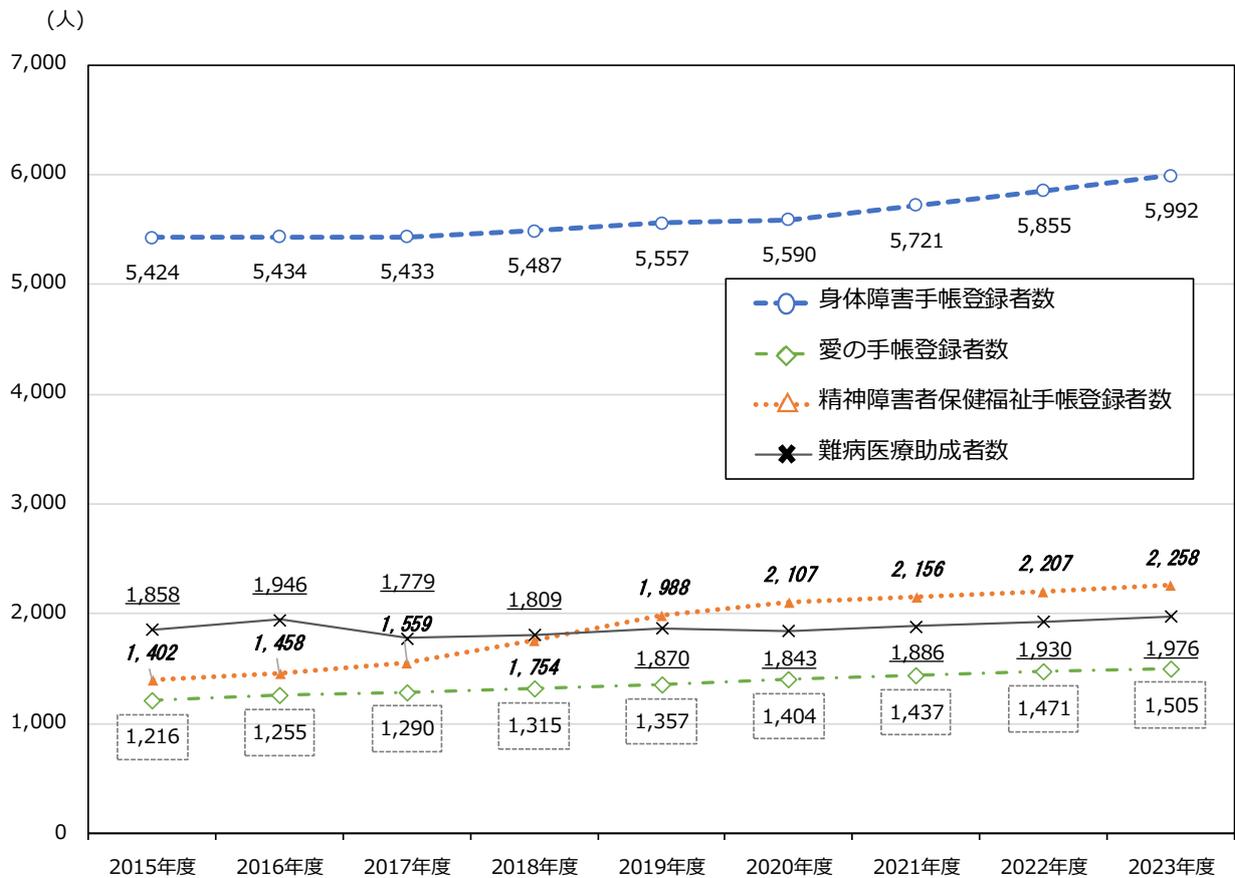
第2章 西東京市の障害者をめぐる状況

1 人口・手帳所持者等の推移

(1) 西東京市の障害者数の推移

西東京市の障害者手帳所持者と指定難病患者数は経年で増加しており、特に精神保健福祉手帳所持者数については、2019年度には1,988人となり、2015年度に比べて1.4倍となっています。

< 障害者数の推移 >



出典：西東京市障害福祉課（各年度3月末時点）

※2015～2019年度は実績値、2020年度以降は推計値

(2) 年齢別の障害者（児）の状況

.....。

< 年齢別の障害者手帳登録者数の推移 >

(上段：人数、下段：構成比)

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
18歳未満	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)
18歳以上 65歳未満	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)
65歳以上	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)

出典：西東京市障害福祉課

(3) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳登録者数は、2019年度に5,557人となっており、2015年度からの4年間で133人増加（約1.02倍）となっています。

程度別の比率については、1・2級の重度者が2,738人（49.3%）と約半数を占めています。

< 程度別の身体障害者手帳登録者数の推移 >

(上段：人数、下段：構成比)

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
合計	5,424 (100%)	5,434 (100%)	5,433 (100%)	5,487 (100%)	5,557 (100%)	1,111 (33.3%)
1級	1,870 (34.5%)	1,878 (34.6%)	1,877 (34.5%)	1,889 (34.4%)	1,920 (34.6%)	1,111 (33.3%)
2級	802 (14.8%)	821 (15.1%)	813 (15.0%)	817 (14.9%)	818 (14.7%)	1,111 (33.3%)
3級	814 (15.0%)	808 (14.9%)	817 (15.0%)	839 (15.3%)	845 (15.2%)	1,111 (33.3%)
4級	1,337 (24.6%)	1,318 (24.3%)	1,328 (24.4%)	1,330 (24.2%)	1,354 (24.4%)	1,111 (33.3%)
5級	359 (6.6%)	371 (6.8%)	362 (6.7%)	374 (6.8%)	379 (6.8%)	1,111 (33.3%)
6級	242 (4.5%)	238 (4.4%)	236 (4.3%)	238 (4.3%)	241 (4.3%)	1,111 (33.3%)

< 障害種別の身体障害者手帳登録者数の推移 >

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
合計	5,424	5,434	5,433	5,487	5,557	
視覚障害	336	338	334	332	336	
聴覚障害	479	475	467	470	491	
言語障害	74	80	81	83	85	
肢体不自由	2,716	2,718	2,706	2,721	2,726	
内部障害	1,819	1,823	1,845	1,881	1,919	
心臓	894	908	905	931	953	
じん臓	457	451	459	456	466	
呼吸器	90	93	98	102	100	
小腸	5	5	5	5	6	
ぼうこう・直腸	305	297	310	316	322	
免疫	60	59	59	61	63	
肝臓	8	10	9	10	9	

出典：西東京市障害福祉課

< 年齢別の身体障害者手帳登録者数の推移 >

(上段：人数、下段：構成比)

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
18歳未満	137 (33.3%)	135 (33.3%)	123 (33.3%)	125 (33.3%)	123 (33.3%)	1,111 (33.3%)
18歳以上	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)
65歳未満						
65歳以上	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)

出典：西東京市障害福祉課



(3) 知的障害者（児）の状況

愛の手帳登録者数は、2019年度に1,357人となっており、2015年度からの4年間で141人増加（約1.12倍）となっています。

程度別で見ると、4度（軽度）の方が2015年度からの4年間で85人増加（約1.15倍）となっており、1～3度に比べて増加割合が高くなっています。

< 程度別の愛の手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
合計	1,216 (100%)	1,255 (100%)	1,290 (100%)	1,315 (100%)	1,357 (100%)	1,111 (33.3%)
1度	41 (3.4%)	43 (3.4%)	43 (3.3%)	43 (3.3%)	44 (3.2%)	1,111 (33.3%)
2度	321 (26.4%)	326 (26.0%)	332 (25.7%)	338 (25.7%)	346 (25.5%)	1,111 (33.3%)
3度	289 (23.8%)	299 (23.8%)	303 (23.5%)	304 (23.1%)	317 (23.4%)	1,111 (33.3%)
4度	565 (46.5%)	587 (46.8%)	612 (47.4%)	630 (47.9%)	650 (47.9%)	1,111 (33.3%)

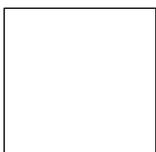
出典：西東京市障害福祉課

< 年齢別の愛の手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
18歳未満	330 (33.3%)	311 (33.3%)	305 (33.3%)	290 (33.3%)	296 (33.3%)	1,111 (33.3%)
18歳以上 65歳未満	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)
65歳以上	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)

出典：西東京市障害福祉課



(4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳登録者数は、2019年度に1,988人となっており、2015年度からの4年間で586人増加（約1.42倍）となっています。

程度別で見ると、1～3級のすべてで、2015年度からの4年間で約1.4倍の増加となっており、精神障害のある人は全体的に高い増加傾向にあります。

< 程度別の精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
合計	1,402 (100%)	1,458 (100%)	1,559 (100%)	1,754 (100%)	1,988 (100%)	1,111 (33.3%)
1級	88 (6.3%)	86 (5.9%)	94 (6.0%)	104 (5.9%)	124 (6.2%)	1,111 (33.3%)
2級	727 (51.9%)	770 (52.8%)	817 (52.4%)	934 (53.2%)	1,016 (51.1%)	1,111 (33.3%)
3級	587 (41.9%)	602 (41.3%)	648 (41.6%)	716 (40.8%)	848 (42.7%)	1,111 (33.3%)

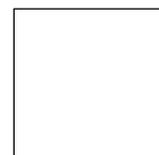
出典：西東京市障害福祉課

< 年齢別の精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
18歳未満	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)
18歳以上 65歳未満	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)
65歳以上	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)

出典：西東京市障害福祉課



(5) 難病患者の状況

.....。

< 難病医療助成者数の推移 >

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
合計	1,858	1,946	1,779			
	調整中					

出典：西東京市障害福祉課

(6) 重症心身障害者（児）の状況

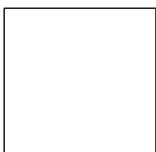
.....。

< 年齢別の重症心身障害者（児）数の推移 >

(上段：人数、下段：構成比)

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
18歳未満	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)
18歳以上 65歳未満	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)
65歳以上	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)	1,111 (33.3%)

出典：西東京市障害福祉課

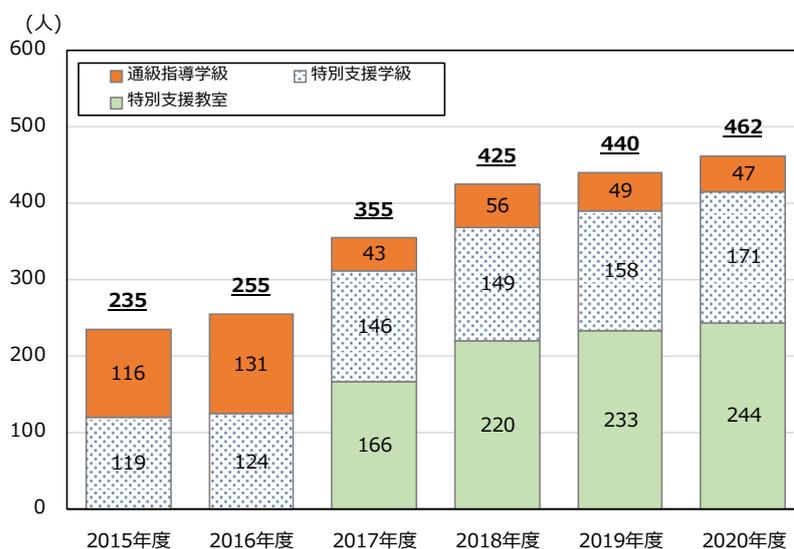


2 児童・生徒および教育機関の推移

(1) 特別支援教育を必要とする小学生の状況

市立小学校における特別支援教育を受けている小学生の児童数は、2020年度に462人となっており、5年前の2015年度から227人増加（約1.97倍）となっています。

< 市立小学校に通う児童数の推移 >



出典：西東京市障害福祉課

< 市立小学校別の児童の状況（2020年5月時点） >

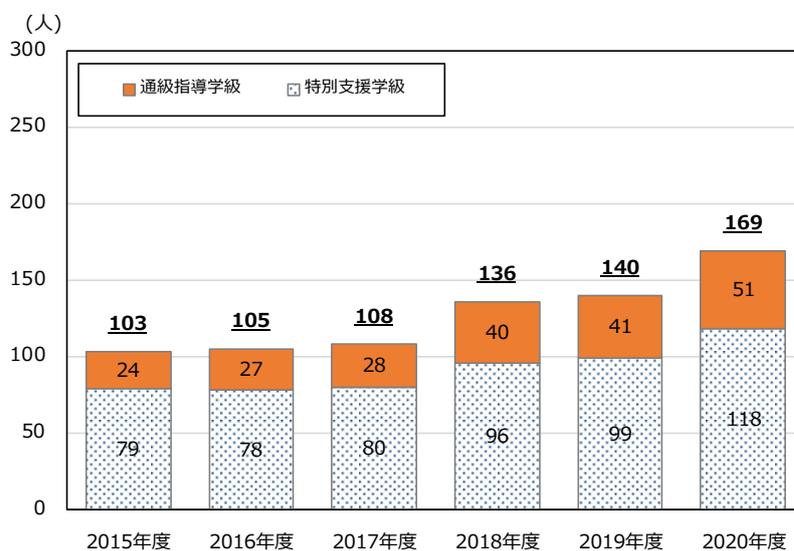
	特別支援教室			特別支援学級		通級指導学級	
	児童数	L教室	S教室	児童数	学級	児童数	学級
合計	244	52	192	171	25	47	4
田無小学校	15	7	8	53	8	—	—
保谷小学校	15	5	10	—	—	25	2
保谷第一小学校	20	2	18	—	—	—	—
保谷第二小学校	17	2	15	—	—	—	—
谷戸小学校	14	1	13	—	—	—	—
東伏見小学校	11	2	9	—	—	—	—
中原小学校	12	4	8	49	7	—	—
向台小学校	11	3	8	—	—	—	—
碧山小学校	15	2	13	—	—	—	—
芝久保小学校	5	—	5	—	—	22	2
栄小学校	23	4	19	—	—	—	—
谷戸第二小学校	14	4	10	—	—	—	—
東小学校	6	2	4	34	5	—	—
柳沢小学校	13	2	11	35	5	—	—
上向台小学校	14	4	14	—	—	—	—
本町小学校	11	2	9	—	—	—	—
住吉小学校	10	3	7	—	—	—	—
けやき小学校	18	3	15	—	—	—	—

出典：西東京市障害福祉課

(2) 特別支援教育を必要とする中学生の状況

市立中学校における特別支援教育を受けている中学生の生徒数は、2020年度に169人となっており、5年前の2015年度から66人増加（約1.64倍）となっています。

< 市立中学校に通う生徒数の推移 >

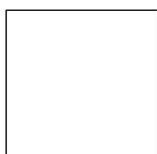


出典：西東京市障害福祉課

< 市立中学校別の生徒の状況（2020年5月時点） >

	特別支援学級		通級指導学級	
	児童数	学級	児童数	学級
合計	118	17	51	6
田無第一中学校	34	5	—	—
田無第二中学校	—	—	25	3
保谷中学校	50	7	—	—
青嵐中学校	34	5	—	—
明保中学校	—	—	26	3

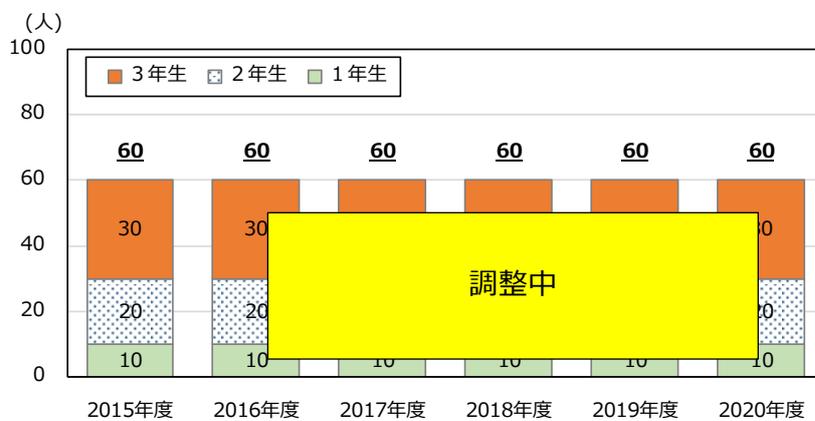
出典：西東京市障害福祉課



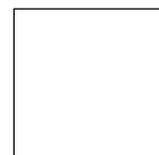
(3) 特別支援学校に通う高校生の状況

.....。

＜ 特別支援学校に通う生徒数の推移 ＞



出典：西東京市障害福祉課



3 市内の障害福祉関連施設の推移

西東京市内の障害福祉関連施設等の整備状況は以下の通りです。

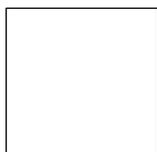
< 市内の障害福祉施設の推移 >

(事業所数)

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
日中活動系サービス						
生活介護			6			
自立訓練（生活訓練）			1			
自立訓練（機能訓練）			0			
就労移行支援						
就労継続支援（A型）						
就労継続支援（B型）						
就労定着支援						
療養介護						
短期入所						
居住系サービス						
自立生活援助						
共同生活援助						
施設入所支援			1			
障害児通所支援						
児童発達支援			2			
放課後等デイサービス			17			
保育所等訪問支援						
居宅訪問型児童発達支援						
相談支援						
計画相談支援						
地域相談支援						
障害児相談支援						
その他の拠点施設						
基幹相談支援センター						
地域活動支援センター						
児童発達支援センター						



調整中



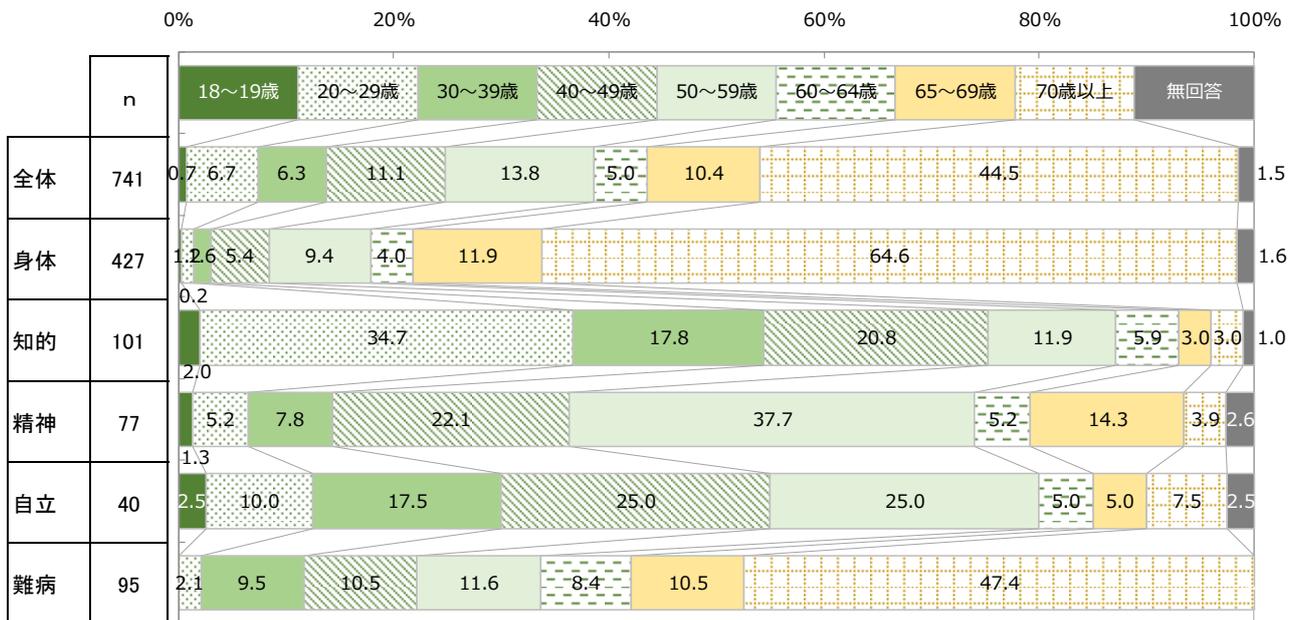
4 アンケート調査・ヒアリング調査の結果

2019年度に実施したアンケート調査・ヒアリング調査の結果から得られた主な課題は以下の通りです。

(1) 障害者およびその介助者の高齢化

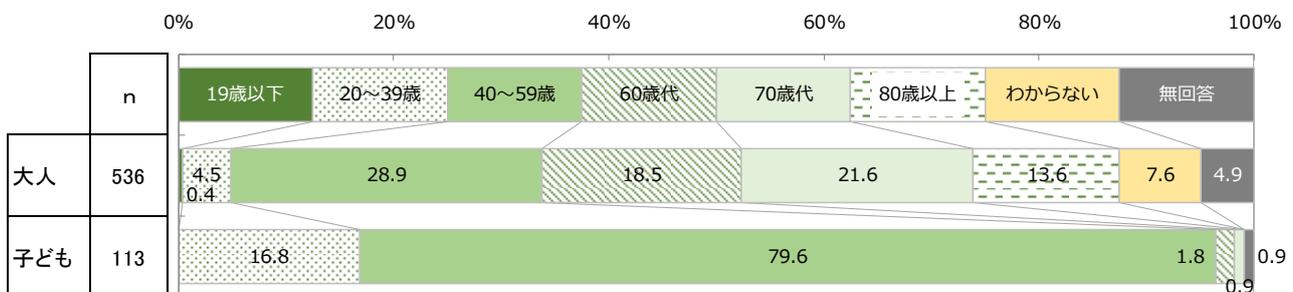
19歳以上の障害のある人に対して実施したアンケート調査のうち、回答した人の半数以上が「65歳以上」となっており、特に身体障害のある人や難病患者では大半が高齢者となっています。

【回答者の年齢（障害のある人）】



また、障害のある人の主な介助者についても高齢化が進んでおり、障害のある人では介助者の年齢が「60歳以上」が53.7%となっています。障害のある子どもの主な介助についても「40歳以上」が82.3%となっており、全ての子どもが成人する20年後には、現在の主な介助者の大半が「60歳以上」となります。

【主な介助者の年齢】

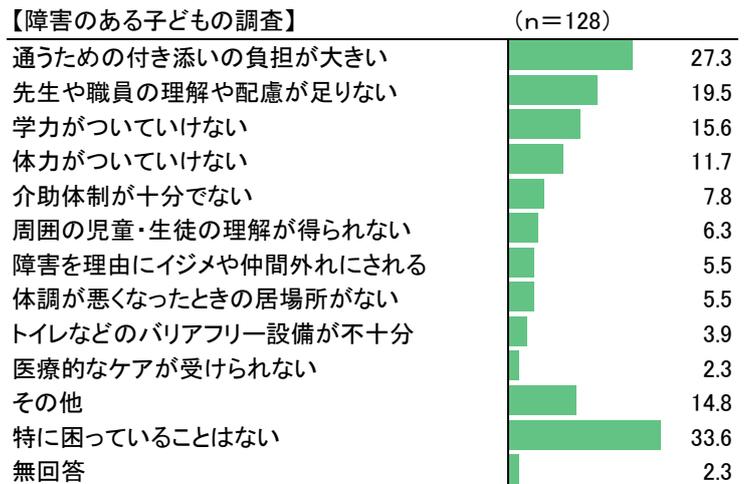


※主な介助者が「いる」場合のみ回答

(2) 子どもの学校等での生活の課題

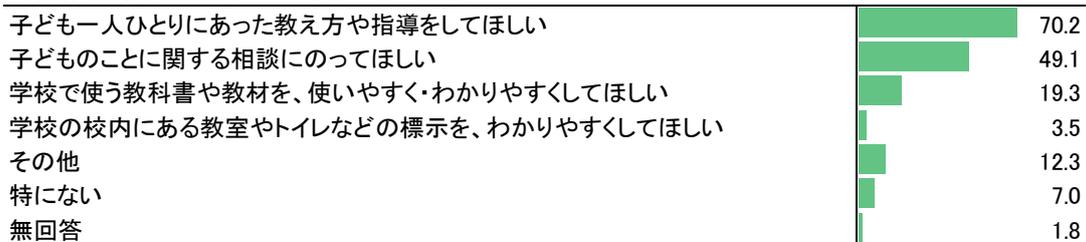
障害のある子どもの保育園や学校等での生活で困っていることは「付き添うための負担」があげられています。特に「特に困っていることはない」という回答が最も高くなっています。

また、特別支援教育を利用している子どもの保護者が、学校教育に望むことは、「一人ひとりにあった教え方や指導をしてほしい」や「子どものことに関する相談にのってほしい」という回答が多くなっています。



【特別支援教育を活用している子どもの調査】

(n=57)

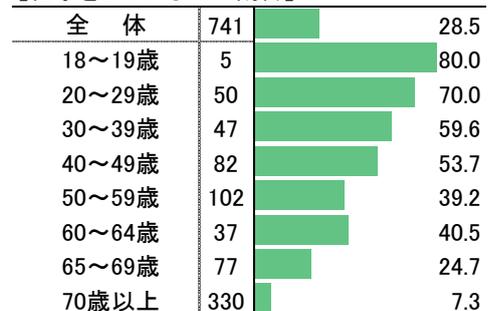


(3) 障害のある人の地域での生活の課題

障害のある人のうち、収入を伴う仕事をしている人は28.5%となっています。年齢別でみると、特に18歳から49歳の若い世代では、半数以上が就労しています。

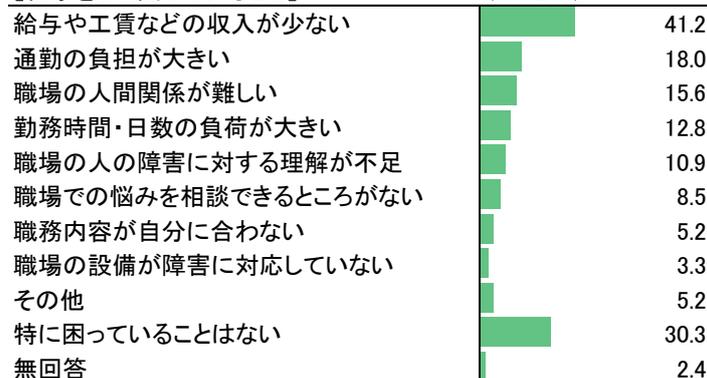
就労していて困っていることは、「給与や工賃などの収入が少ない」や「通勤の負担が大きい」があげられている。

【仕事をしている人の割合】



【仕事をして困っていること】

(n=211)



(4) 障害福祉サービスの利用状況と今後の意向

障害のある人と子どもの障害福祉サービスの利用状況（直近1年以内）について、サービスを利用している割合は、障害のある子どもでは、全ての年齢区分で半数を上回っています。一方で、障害のある人では、20～29歳で78.0%となっているものの、他の年代では半数を大きく下回っています。

また、障害のある人の5年後の暮らし方に関する意向としては、「自宅で家族や親戚などと一緒に暮らしたい」や「自宅で訪問や通いの福祉サービスを活用しながら暮らしたい」といった住み慣れた家や地域での生活を希望する割合が高くなっています。一方で、40歳未満の若い世代では「ひとり暮らしがしたい」「グループホームで暮らしたい」という地域での自立した生活への意向も確認できます。

【障害福祉サービスを利用している人の割合】

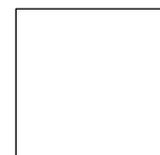
障害のある子ども	年齢区分	人数	割合
障害のある子ども	0～2歳	2	100.0
	3～5歳	12	66.7
	6～8歳	18	66.7
	9～11歳	34	73.6
	12～14歳	26	65.4
	15～17歳	36	55.6
障害のある人	18～19歳	5	20.0
	20～29歳	50	78.0
	30～39歳	47	34.0
	40～49歳	82	39.0
	50～59歳	102	26.5
	60～64歳	37	29.7
	65～69歳	77	23.4
	70歳以上	330	28.5

	調査数	ひとり暮らしがしたい	自宅で家族や親戚などと一緒に暮らしたい	社宅や訪問サービスを活用したい	グループホームで暮らしたい	施設に入所して暮らしたい	わからない	無回答
全体	741	8.1	38.3	13.8	6.1	4.6	19.7	9.4
18～19歳	5	20.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0
20～29歳	50	8.0	36.0	10.0	24.0	0.0	14.0	8.0
30～39歳	47	14.9	51.1	2.1	14.9	0.0	14.9	2.1
40～49歳	82	14.6	42.7	4.9	8.5	3.7	18.3	7.3
50～59歳	102	11.8	47.1	7.8	4.9	0.0	20.6	7.8
60～64歳	37	2.7	54.1	2.7	2.7	5.4	21.6	10.8
65～69歳	77	11.7	28.6	15.6	5.2	5.2	23.4	10.4
70歳以上	330	4.2	33.6	21.2	2.4	7.3	20.3	10.9

(5) 障害および障害者理解の状況

障害を理由にした差別・偏見について、障害のある人では「ほとんど感じることはない」が54.8%となっているのに対して、障害のある子どもでは25.8%となっており、子どもやその保護者は障害に対する差別や偏見を受けやすい環境にある可能性があります。

	調査数	ほとんど感じることはない	たまに感じる	いつも感じる	わからない	無回答
障害のある人	741	54.8	25.5	6.1	10.4	3.2
障害のある子ども	128	25.8	57.0	14.1	2.3	0.8



(6) 障害福祉施策に対する理解と評価

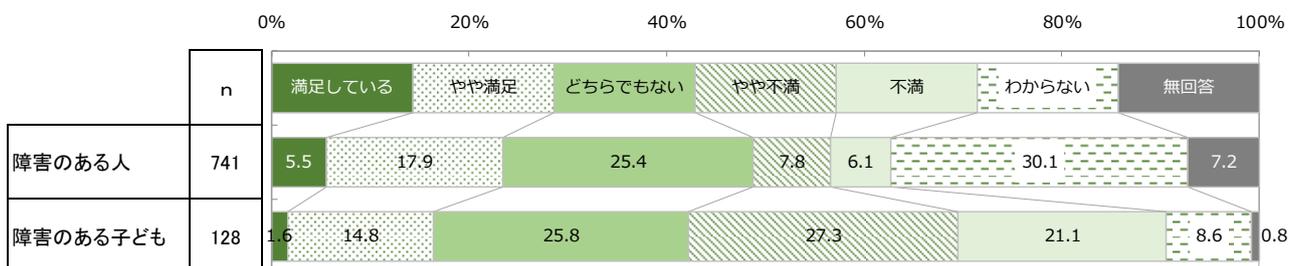
西東京市の相談支援センター「えぼっく」※の認知度は、障害のある人では 20.2%、障害のある子どもでは 50.8%となっています。特に、福祉サービスを利用していない人での認知度が低くなっています。

	調査数	知っているが不利	知っているが不利	知らない	無回答
障害のある人	741	5.5	14.7	69.4	10.4
サービスを利用したことがある	240	10.4	19.6	60.0	10.0
利用したことがない	418	3.1	12.9	78.0	6.0
障害のある子ども	128	10.2	40.6	48.4	0.8
サービスを利用したことがある	84	11.9	48.8	38.1	1.2
利用したことがない	40	5.0	27.5	67.5	0.0

※2020年10月1日より『基幹相談支援センター「えぼっく」』

西東京市における障害福祉施策への満足度について、「満足している」「やや満足」の合計は、障害のある人では 23.4%、障害のある子どもでは 16.4%となっています。

また、障害のある人では、「わからない」が 30.1%となっており、市の障害福祉施策が適切に届いていない可能性があります。



(7) 当事者団体、家族会等の活動団体の意見

① 生活に必要な情報の入手について

- 相談支援員のスキルアップを図り、福祉サービス以外の地域資源に関する情報の提供や、障害のある人やその家族の生活状況に合わせた効果的な情報提供の体制が必要。
- 市外の特別支援学校でも、西東京市の情報を入手できるような工夫が必要。
- 障害者のしおりは具体的な情報が不足しており、市報などは情報を探す負担が大きい
ため、欲しい情報を検索できるような補足ツールが必要。

② 地域で生活する上で不足しているサービスについて

- 生活介護や就労継続支援 B 型などの日中活動の場が不足している。
- 身体障害のある人を対応可能なグループホームや、体験入所・ショートステイなど、施設等での生活に慣れるための利用枠や仕組みが必要。
- 放課後等デイサービスの質の向上や対応できる障害の拡充が必要。
- 発達障害児や医療的ケア児に対応可能な事業所の確保や、既存の教育・保育施設における受け入れへの支援が必要。

③ 関係団体・関係機関との連携について

- 団体間で共有した情報を、市や障害福祉サービス事業者に対しても共有できる機会が必要。
- 事業者連絡会の拡充や、市と社会福祉協議会等の関係機関の連携を強化することで、質の向上を図る必要がある。

(8) 市内の障害福祉サービス事業者の意見

① 地域の福祉ニーズについて

- 制度改正に伴う対象者の範囲拡大等により、全体的にニーズも増えている傾向にある。
- 一部サービスについては、長期的な利用を希望する人や定員の問題から、新規の利用希望者を受け入れることが難しくなっている。
- 精神障害のある人が増加傾向にあり、特に就労系のサービスや訓練系のサービスでは
ニーズが増加している。
- 利用者の高齢化や、発達障害・医療的ケアなど、障害のある人の特性が多様化しており、
日中活動のサービス等において対応が追い付いていない事業所がある。

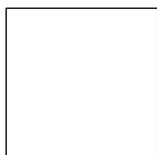


② 市内で不足しているサービスや支援について

- 障害のある人を対応可能な居宅介護事業所が不足している。
- 日中活動の場が不足しており、事業所も限られているため選択肢が少ない。
- 地域での活動の選択肢や支援体制が限られているため、グループホームから自立して生活するための体制も不十分となっている。
- 親亡き後への対策としての、在宅のうちからの施設利用の枠や仕組みが不足している。
- ワンストップでの相談対応を希望している市民に対する柔軟な相談対応や、適切な情報・サービスへとつなげるための相談体制が必要。
- 児童発達支援事業所の拡充や、発達障害児に関する相談への専門的な窓口が必要。

③ 質の向上に向けて必要な取組について

- 市内の障害福祉サービス事業者間での地域課題の共有や、市や関係機関と協議を行うための仕組みが不足している。
- 発達障害や高次脳機能障害など、専門性の高いニーズに対する支援方法等を共有するための仕組みが必要。
- 人材の確保・育成に向けた、障害福祉サービス事業者の事業所や所属している法人の垣根を超えた合同研修や施設見学等の実施が必要。



第3章 計画の基本方針

1 過去3年間の評価と課題

(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の西東京市の取組結果

障害のある子どもへの支援の充実に関する施策	
・こどもの発達センターひいらぎの充実	評価： B
・医療的ケア児への支援の充実	評価： B
・発達障害児への切れ目のない支援の充実	評価： A
・放課後等デイサービスの質の向上	評価： A
・障害児家族への支援の充実	評価： B
【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の児童発達支援へのニーズ把握及び今後の方向性について、「ステップアッププラン」として整理したが、児童発達支援センターについては、計画期間中に設置できなかった。 ・泉小跡地での事業所整備によって、ショートステイの受け皿の確保等は行ったものの、児童発達支援事業所や障害児を受け入れ可能なショートステイやレスパイト施策が依然として不足している。 ・事業所間における連携や、市との情報共有の仕組みをさらに充実し、多様な障害のある子どもへの対応力や、事業実施に向けた協力体制を強化する必要がある。 	

地域で安心して暮らせつまちづくりに関する施策	
・グループホーム等の地域生活のためのサービスの充実	評価： A
・障害のある子どもの地域への参加・包容の推進	評価： B
・学校教育での理解の促進	評価： A
・障害や障害のある人への理解促進	評価： B
【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点を中心とした、本市における障害のある人の地域生活の充実に向けた議論や、事業所間の情報共有、連携等が十分になされていない。 ・生活介護や就労継続支援等の、障害のある人の地域生活に不可欠な日中活動支援に関するサービスが不足している。 ・障害に対する差別や偏見について、特定の場所や年代において差別を受けていると感じる人が増えており、地域全体の課題としての解消に向けた理解促進が必要となる。 	

相談支援体制の充実に関する施策

・計画相談支援・障害児相談支援の利用促進	評価： B
・ワンストップ型相談機能の充実	評価： B
・難病患者や家族への支援の充実	評価： A
・大人の発達障害への対応	評価： B
・情報提供の仕方・ツール等の工夫	評価： B
【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・2つの基幹相談支援センターにおける役割の明確化と、各相談支援事業所における専門性の向上を図る必要がある。 ・相談支援や障害福祉サービスに関する情報を入手することが困難な、特定の福祉課題を抱えている障害のある人やそのご家族に対する支援が不足している。 ・障害福祉サービスの利用の有無や、障害の有無に関わらず、地域での生活等に困った人が活用しやすい情報入手方法を検討し、実践していく必要がある。 	

障害のある人の社会参加の推進に関する施策

・一般就労の定着支援	評価： A
・多様な働き方、勤務形態等の推進	評価： A
・市の取組による障害者雇用の広まりの推進	評価： A
【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の障害特性の多様化に対して、福祉的就労の場における対応力の強化が必要。 ・就労移行支援や就労定着支援の活用を促進させ、一般就労に向けた選択肢のさらなる拡大が必要。 ・就労以外の地域における活動や個々人の趣味の活動を充実させ、障害のある人が多様な選択肢の中から地域での過ごし方を選べる環境づくりが必要。 	

障害者の高齢化への対応に関する施策

・障害福祉サービスと介護保険サービスの緊密な連携	評価： B
・利用者の高齢化に対応したサービス基盤の整備	評価： B
【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野における地域包括ケアシステムの構築との整合を図りながら、障害のある高齢の方の地域生活と支援体制の構築をすることについての検討や協議が不十分。 ・介護サービス事業所や従事者と、障害福祉サービス事業者や従事者の連携や情報共有を進めることで、サービスの均一化やスムーズなサービス移行を図る必要がある。 	

(2) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の国の指標に対する結果

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	達成率
施設入所者の地域生活への移行数 ※H28 末時点の9%以上	13人	(R2末)	★★★★★
施設入所者数の削減数 ※H28 末時点の2%以上	3人減	人減 (R2末)	★★★★★

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置		★★★★★
在院期間1年以上の長期在院者の減少 ※H29 入院患者数からの削減	45人減	人減 (R2末)	★★★★★

③地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績	達成率
地域生活支援拠点等の整備	整備		★★★★★

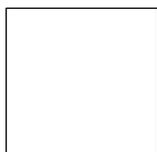
④福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	実績	達成率
福祉施設利用者の一般就労への移行数 ※H28 の移行実績の1.5倍	40人	人 (R2末)	★★★★★
就労移行支援事業の利用者の増加 ※H28 の利用者の1.2倍	46人	人 (R2末)	★★★★★
就労移行支援事業所に占める、就労移行率3割以上の事業所割合	50%	% (R2末)	★★★★★
就労定着支援利用者の1年後の定着率	80%	% (R2末)	★★★★★



⑤障害児支援の提供体制の整備等

項 目	目標	実績	達成率
児童発達支援センターの設置	設置		★★★★★
保育所等訪問支援の実施体制の整備			★★★★★
重症心身障害児を受け入れ可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	設置		★★★★★
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置		★★★★★



2 今後3年間の重点推進項目

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

- 児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携
 - ・ 児童発達支援センターを中心とした、障害のある子どもや発達に不安を抱える保護者を支えるために、関係機関等との連携体制を充実させます。
 - ・ 新たな児童発達支援事業所とも連携を図り、地域における発達支援に係る環境を整えます。
- 重症心身障害児・医療的ケア児・発達障害児等への支援の充実
 - ・ 市内の重症心身障害児や医療的ケア児の実態や支援体制の把握を行い、地域課題の分析を行います。
 - ・ 重症心身障害児在宅レスパイト事業の実施に向けて、利用ニーズの把握と実施体制の確保を行います。
 - ・ 医療的ケア児支援に係るコーディネート機能を充実させ、子どもの成長に伴う切れ目のない支援体制の構築を目指します。
 - ・ 発達障害のある子どもの保護者への支援であるペアレントメンター事業や、障害のある子どもの保護者を対象としたピアカウンセリング事業の周知を図り、子どもの発達や成育に悩みや課題を抱えている保護者をつなげます。
- 利用しやすい施設に向けた連携の強化
 - ・ 事業所連絡会などをはじめとする、既存の事業所間における情報共有や課題解決のための連携体制を強化し、児童・生徒や保護者が利用しやすい施設づくりに向けた質の向上を図ります。
 - ・ 庁内において連携を図り、既存の地域資源を活用した障害児通所支援事業等の実施の可能性を検討します。

<目標達成のための指標>

項 目	現状値	目標値
障害児支援のための関係機関の協議の実施回数	なし	●回以上/年
医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数	●人	●人
障害児福祉サービスに対する不満の解消（アンケート）	48.4%	減少

重点推進項目 2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

●日中活動の場の充実

- ・泉小跡地における施設整備により、日中サービス支援型指定共同生活援助の体制を構築することで、地域生活を希望する利用者に対する包括的な支援の場を確保します。
- ・日中活動サービスを必要とする人への支援の拡充に向けて、西東京市における障害のある人の地域生活の在り方等を検討し、生活介護や就労継続支援等の新規事業所の確保等を行います。

●地域生活支援拠点を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充

専門部会にて詳細を検討中

●地域の多様な主体を巻き込んだ障害理解の促進

- ・地域の住民活動団体や、飲食店・商業施設・不動産業者・交通事業者など、障害のある人が地域で生活に必要な関係機関との連携を強化し、地域における障害理解促進のための情報共有や研修等を実施します。
- ・中学校等で実施している障害理解のための出前講座等を拡充するとともに、多くの市民に対して障害や障害のある人に対する正しい知識や理解を身につけてもらうために、多角的な理解促進活動を実施します。

<目標達成のための指標>

項 目	現状値	目標値
生活介護・就労継続支援 B 型事業の利用者数	検討中	検討中
障害のある人の地域生活に関する関係機関協議の実施回数	なし	●回以上/年
障害福祉サービスに対する不満の解消（アンケート）	13.9%	減少
障害を理由とする差別の解消（アンケート）	者：31.6% 児：71.1%	減少

重点推進項目3 相談支援体制の充実

●相談支援体制の拡充

- ・本市が目指す全世代型の「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、年齢や生活状況を問わず、市民が自身の選択や希望に応じた適切な支援を受けられるように、高齢福祉分野や児童福祉分野などの関係機関と連携した包括的な相談支援体制を構築します。
- ・地域生活支援拠点の整備に伴い、地域における相談支援体制の見直しを図り、市民にとってわかりやすい相談窓口の情報提供を充実します。
- ・発達障害や難病に関する市内の相談支援体制の強化を図り、必要に応じて東京都や医療機関と連携して相談支援の質の向上を図ります。

●特定の困難を抱えている人への情報提供支援

- ・経済的な困窮や、子育てや高齢者家族の介護といったダブルケアの介護者負担など、難しい生活課題を抱えている障害のある人やそのご家族に対して、市からの情報提供や積極的な訪問相談等を行い、必要な支援につなげるためのアウトリーチを行います。

●市民にとってわかりやすい情報発信

- ・令和2年度に見直した「障害者のしおり」をはじめ、市の障害福祉サービスに関するホームページなどを見直しを進め、障害の特性や年齢などに関わらず、あらゆる人にとってわかりやすい情報発信を行います。
- ・市の広報など障害福祉課以外で発行する広報物について、障害福祉の中心となる基幹相談支援センターや地域生活支援拠点に関する情報発信を重点的に行うように働きかけます。
- ・障害者のICT活用に向けた教室の開催等を拡充させ、障害のある人が主体的に情報取得を行うための支援を充実します。

<目標達成のための指標>

項 目	現状値	目標値
大人の発達障害・難病支援に関する市内の窓口設置	なし	設置
相談場所が「ない」人の解消	者：24.7% 児：10.9%	減少
主要な障害福祉施設の認知度（えぼっく）	20.2%	増加



重点推進項目 4 障害のある人の社会参加の推進

●多様な障害に対応できる就労支援体制の構築

- ・発達障害や医療的ケアの必要性など、多様化している障害に対して、就労支援体制の対応力を向上させ、より多くの人々が、希望する就労環境で働くことができるように、事業所の支援体制の強化を図ります。
- ・障害のある人が必要とされるサービスも多様化してきている中で、スムーズに支援を提供できるよう、相談支援センター「えぽっく」や障害福祉サービス事業所等、関係機関の連携の強化を図ります。

●庁内における障害者の就労機会創出

- ・平成 27 年度から取り組んでいる庁内における障害のある人の臨時職員としての雇用について、引き続き人事採用部門と連携した採用活動の促進を行います。
- ・他の自治体における障害者雇用と活躍の場づくりに関する先進的な取組の調査・研究を行い、庁内における障害者雇用の在り方に関する見直しを進めます。

●多様な社会参加の場づくり

- ・障害者スポーツ支援事業や、既存の地域生活支援事業の充実を図るとともに、障害者アートや作品展といった文化・芸術活動の機会の創出を図ります。
- ・障害のある人への理解促進や居場所づくり等に関する市民の主体的な活動の活性化を目指して、庁内の関係部署と連携して、活動への支援や協働を実現する体制を整えます。

<目標達成のための指標>

項目	現状値	目標値
就労している障害のある人（65歳未満）	51.4%	増加
市が主催する障害者の文化・芸術イベント	なし	1回以上/年
居心地のいい場所が「ある」人	者：17.0% 児：28.6%	増加

重点推進項目 5 障害者の高齢化への対応

●障害福祉と介護保険の連携強化

- ・65歳以上の障害のある人に対する支援について、ケアマネジャーや相談支援専門員の情報共有・連携の仕組みを強化するとともに、庁内の関係部署や庁外の関係機関での連携体制をさらに強化し、障害のある人が高齢になっても、本人やそのご家族が希望する生活を実現するための体制を維持・強化します。
- ・介護保険サービスに類似するサービスのある障害福祉サービスについて、介護保険サービス等の関係機関と連携するなど地域資源を活用し、介護保険サービスへの移行に伴う事業所間の丁寧な引継ぎに加え、障害のある人へのリハビリテーションや高次脳機能障害、軽度外傷性脳損傷（MTBI）等に関する専門性の高い内容の情報共有を図るなど、介護保険に移行後も障害のある人一人ひとりに適した支援やサービスを継続して提供し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な地域づくりを推進します。

<目標達成のための指標>

項 目	現状値	目標値
ケアマネジャーと相談支援専門員の合同研修	●回/年	●回/年



3 国の基本指針に基づく指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

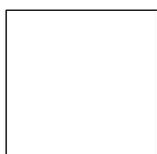
項 目	基準値	目標値
施設入所者の地域生活への移行数 ※R1 末時点の6%以上	人	(R5 末)
施設入所者数の削減数 ※H1 末時点の1.6%以上	人減	人減 (R5 末)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	基準値	目標値
調整中		

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項 目	基準値	目標値
地域生活支援拠点施設の整備		1 箇所以上
年1回以上の運用状況のPDCA		1 回以上



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	基準値	目標値
福祉施設利用者の一般就労への移行数 ※R1年度末の移行実績の1.27倍		
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1年度末の移行実績の1.30倍		
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1年度末の移行実績の1.26倍とする		
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1年度末の移行実績の1.23倍とする		
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の内、 7割が就労定着支援事業を利用する		70%以上
就労定着支援事業所の内、就労定着率が8割以上の事業所を 全体の7割以上とする		70%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	基準値	目標値
児童発達支援センターを1箇所以上設置		1箇所以上
児童発達支援センター等における保育所等訪問支援の実施体制の整備		実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービスの事業所を1箇所ずつ以上		児発：1 放デイ：1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		配置

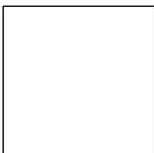
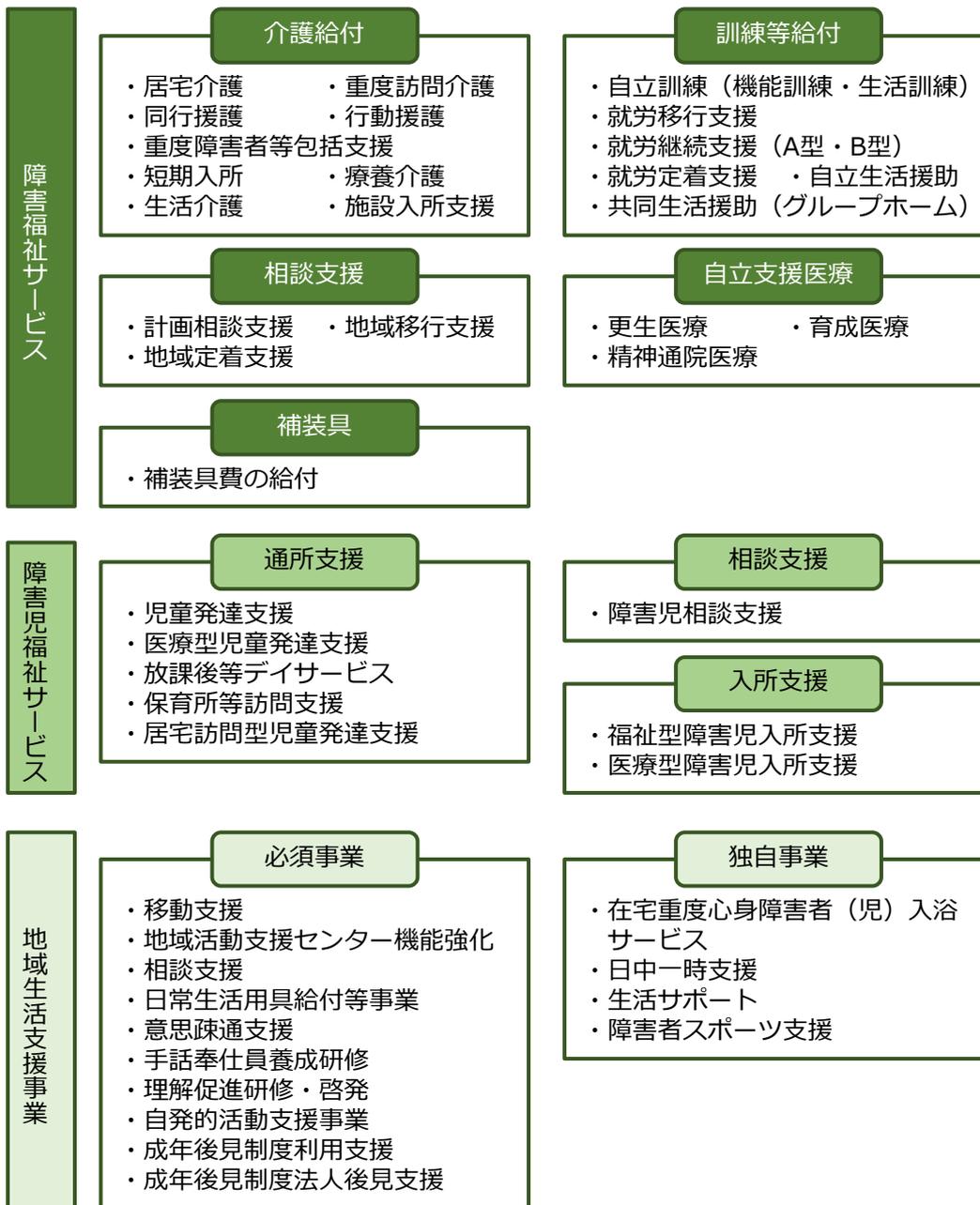
(6) 相談支援体制の充実・強化など

項 目	基準値	目標値
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保		

(7) 障害福祉サービスの質の向上

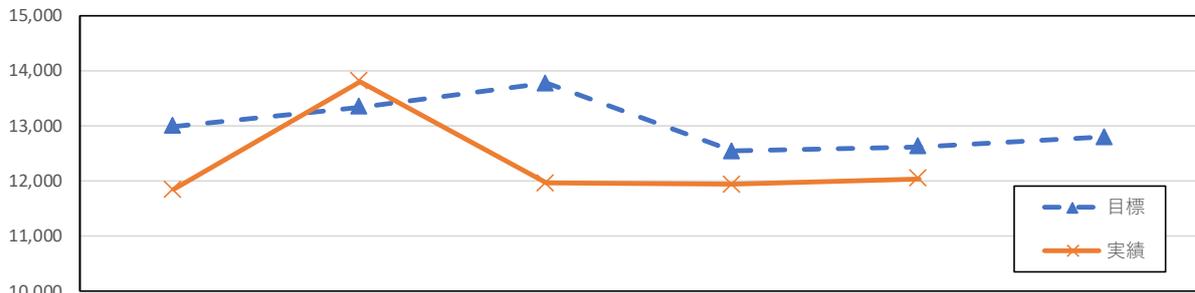
項 目	基準値	目標値
サービスの質の向上に向けた体制構築		

第4章 障害福祉サービスの見込み量と確保策



1 介護給付

(1) 訪問系サービス



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	12,997	13,339	13,767	12,540	12,624	12,792			
実績	11,846	13,802	11,961	11,931	12,035				

① サービスの利用実績

<実績から見る傾向>

② 今後の利用見込みと確保方策

<見込み>

<確保の方策>

